

# 介護保険

## 住宅改修費の支給について

手すりの取付・段差の解消など小規模な住宅改修は、事前に申請を行うことで工事完了後に対象工事費用(20万円を上限)の9割(または8割, 7割)相当分が支給されます。(以下、「支給額」といいます。)

申請の際は、利用者が業者に工事費全額を支払い、市から利用者に支給額を支給する「償還払」と、利用者が業者に工事費全額から支給額を差し引いた額(自己負担分)を支払い、市から業者に支給額を支給する「受領委任払」の2つの方法から選択できます。

※受領委任払のご利用は、事前に市介護保険課に登録した業者に限ります。

日常生活の状況にしっかり合せた改修プランにする為、工事の着工前に必ず担当ケアマネジャーへご相談ください。

担当ケアマネジャーがいない場合は、地域包括支援センターへご相談ください。

また、工事の着工前に市役所で手続(事前申請)する必要があります。



### 支給の条件

住宅改修の種類	<p>①室内や玄関ポーチなどへの手すりの取付け</p> <p>②室内の床段差・玄関ポーチや通路の段差などの解消</p> <p>③室内の床材や玄関ポーチ・通路面の材質の変更など</p> <p>④扉の取替え, ドアノブの変更, 戸車の取付けなど</p> <p>⑤水洗和式便器から洋式便器への取替えなど</p> <p>⑥附帯工事(手すり工事の下地など必要な補強工事など)</p> <p>ユニットバス設置の場合も、上記の工事ごとの費用が明示できれば支給対象となります。部材価格内訳書(納入価格が分かるもの)が必要です。</p> <p>《詳しくは、介護保険課へお問合せください》</p>
支給額・限度額	<p>① 支給額; <b>対象工事費用の9割または8割, 7割(1円未満切捨)</b></p> <p>※ 支給額は、利用者から業者への支払日時点の自己負担割合に基づき決定します。自己負担割合は、お手元の「負担割合証」をご確認ください。</p> <p>なお、市が発行する事前申請の確認書は、事前申請時点の自己負担割合で支給予定額を計算しているため、実際の支給額と異なる場合があります。工事完了時には再度自己負担割合をご確認ください。</p> <p>*給付制限がある方はご相談ください。</p> <p>② 限度額; <b>1人につき対象工事費用20万円まで</b></p> <p>* 限度額に達するまで申請できます。</p> <p>* 要介護度が著しく悪化した場合や転居した場合には、改めて限度額が設定される場合があります。</p> <p>《詳しくは、介護保険課へお問合せください》</p>
支給認定条件	<p><b>事前申請により適正と認められ、利用者の要介護等認定の有効期間内に行った住宅改修が対象です。</b></p>



改修工事を始める前に、周囲の状況や撮影日付を入れた改修箇所の写真を撮ってください。事前の申請手続きの際、添付書類として必ず必要です。(撮影留意事項は裏面)

## 申請手続き

<p>事前申請に必要なもの</p> <p><b>※工事着工前に、必ず</b> <b>事前申請を行って</b> <b>ください。</b></p> <p>申請後、10 開庁日程度 で確認書をお送りします。</p> <p>※審査の迅速化のために、 以下の添付書類は、それぞ れ片面印刷で提出くださ いますようご協力ください。</p> <p>③理由書 ④工事費精算書 ⑤平面図 ⑥写真または図</p>	<p>①<b>支給申請書</b>（注：償還払と受領委任払で様式が異なります。）  <b>＜償還払＞</b>          * 原則、利用者本人口座への振込となります。本人口座以外での受取を希望する場合は、別途書類が必要な場合がありますので、事前にお問合せ下さい。</p> <p><b>＜受領委任払＞</b>          * 委任状に基づき、介護保険課に登録されている業者口座への振込となります。          * 利用者から業者への支払は、自己負担分(工事費全額から支払日時点の自己負担割合に基づく支給額を差し引いた金額。)のみとなります。受領委任払制度の登録業者はホームページに掲載しています。</p> <p>②<b>住宅改修に関する承諾書</b>          * 住宅所有者が本人以外の場合必要です。</p> <p>③<b>住宅改修を必要とする理由書</b>          * 担当ケアマネジャーに作成を依頼してください。</p> <p>④<b>工事費積算書(見積書等)</b>          * 改修箇所ごとの費用の内訳(部材と工賃)が明らかで、工事業者印のあるもの。          ※ユニットバス設置の場合、納入価格の部材内訳書が必要</p> <p>⑤<b>平面図</b>          * 改修する階全体の平面図(階段の場合は2フロア分)に改修箇所を表示してください。          * 屋外工事では住宅の平面図と改修箇所の寸法が必要です。</p> <p>⑥<b>改修箇所の現状・予定している改修内容がわかるもの(写真もしくは図)</b>          * 写真の場合は、必ず撮影の日付を入れこんで撮影し、改修後の状況も判るように油性ペン等で表示してください。          * 図の場合は、改修箇所の位置や形状が判るように具体的なイメージ図を作成してください。</p>
<p>工事完了後の申請に 必要なもの</p> <p>（事前申請後、概ね3か月 以内を目処に工事 を完了してください。）</p>	<p>⑦<b>完了届</b>          * 着工日及び完成日を記入してください。</p> <p>⑧<b>領収証</b>          * 利用者氏名の領収証の原本が必要です。※家族等の氏名のものは不可。</p> <p>⑨<b>支払内訳書</b>          * 改修箇所ごとの費用の内訳(部材と工賃)が明らかで、工事業者印のあるもの。          ※事前申請で提出した「工事費積算書」と金額や部材内容に変動がない場合は省略可。</p> <p>⑩<b>改修前・改修後の写真</b>          * 撮影の日付を入れこみ、改修前後が比較しやすいよう同じ方向から撮影してください。          * 手すり工事の場合、すべての部材が判明できる写真が必要です(何枚になっても可。)          * 1コマはサービスサイズ程度で鮮明な写真を添付ください。</p>
<p>申請の受け付け場所</p>	<p><b>介護保険課(市役所総合庁舎2階)</b></p>
<p>支給までの日数</p>	<p>工事完了後の申請から3～4週間で金融機関口座に振り込みます。</p>
<p>その他留意事項</p>	<p>①利用者が住民登録をしている住所地の住居が対象となります。          ②病院・施設に入院・入所中の方は、申請することができません。          (ただし、退院・退所が決まった方は、介護保険課にご相談ください)          ③新築・増築は支給の対象になりません。          ④利用者・家族が住宅改修を行った場合は、材料の購入費のみが対象になり、工賃は対象外となります。(申請に必要な書類については、お問合せください。)          ⑤対象外の工事も同時に行った場合は、「工事費積算書」及び「支払内訳書」に対象部分と対象外の部分を区別して記載するか、支給対象部分のみを抽出して記載するなどしてください。</p>

○住宅改修費の貸付け：費用の支払いが困難な方に対し、支給予定額の9割相当分を無利子で貸付けます。対象の条件等がありますので、詳細は事前にお問合せください。

お問合せ先

旭川市介護保険課管理給付係 25-6485